



行政書士しが

発行所 滋賀県行政書士会
発行人 井上超由／編集人 奥野慎太郎
所在地 滋賀県行政書士会館
〒520-0056
大津市末広町2-1 (JR大津駅前徒歩1分)
TEL(077)525-0360・FAX(077)528-5606
E-mail : shigakai@gyosei-shiga.or.jp/
URL : http://www.gyosei-shiga.or.jp/

法規監察部の活動と行政書士制度広報月間活動について

法規監察部長 栗田 久徳

法規監察部長をしております大津支部の栗田久徳と申します。

法規監察部の活動も今年で2年目になります。当部署は昨年度新たに創設された部署で、会則及び諸規程に関する業務や非行政書士行為の予防等に関する業務などを担当しています。その中には会員の皆様になじみの深い活動の一つとして、広報月間活動の支援があります。行政書士会で毎年活動している広報月間活動について、新入会員の先生も協力しているかもしれません。

日本行政書士会連合会では、制度の普及・浸透並びに行政書士法の適正運用を図るべく、広報月間活動を実施しており、毎年10月1日から31日を広報月間として、法規監察部として会員の皆様に協力をお願いし、無料相談会などを滋賀県各地域で実施しました。今年は新型コロナウイルス感染予防のため、各地でさまざまな集会や相談会で順延や中止がありましたが、感染対策を実施して無料相談会を開催した支部には、例年以上の相談者が集ったところもあるようです。私は大津支部の会員でもありますので、10月17日に開催した大津支部の広報月間の無料相談会について少しだけ報告させてもらいます。大津支部の無料相談会は滋賀県行政書士会館で例年通り開催しました。ただし、新型コロナウイルスの感染拡大予防の観点から、完全予約制にして除菌等の対策も実施しての対面式の相談会としました。さらに、希望者にはウェブ相談も可能である旨の告知をし、開催しました。ウェブ相談希望者はありませんでしたが11組の対面相談予約が入り、近年でもっとも盛況な相談会となりました。当日は生憎の雨模様でしたが、対面式の相談会の必要性が再確認できるものでした。

広報月間といえば無料相談会というような支部も少なくないかもしれません。広報月間の実施の趣旨をご存知でない会員もおられるかもしれませんので、この機会にお伝えしたいと思います。

令和2年度の行政書士制度広報月間実施基本要綱の目的には、行政書士の各種業務及び社会貢献に関する広報活動及び監察活動に一層積極的に取り組み、行政手続きの円滑な実施に寄与し、あわせて、国民の利便に資することにより、国民の理解と信頼を得ることを通じて行政書士制度のさらなる普及・浸透を図るよう

旨の記載がされています。広報月間の活動として無料相談会に協力していただいたり、非行政書士行為の予防・排除等をつかさどる法規監察部が主体的に活動して監察活動を行ったりしているので、行政書士業域の主張を目的の一つとして捉えてしまいがちですが、そのような目的ではないことがご理解していただけると思います。

そして、広報月間の活動は、行政手続きの円滑な実施に寄与することと、国民の利便に資することで、国民の理解と信頼を得て、その結果、行政書士制度の普及・浸透させることですから、国民の理解と信頼を獲得できる活動をしなければならないことになります。ではなぜ、無料相談会や非行政書士行為の予防等を関係官公署に対して理解と協力をお願いすることになるのかといいますと、無料相談会は国民に行政書士制度への理解を直接働きかけることができ、国民の信頼を獲得する機会になるからですし、関係官公署に対して理解と協力をお願いするのは、非行政書士行為のような専門的知識を伴わない不適切な行為を放置することが行政手続きの円滑な実施を妨げることになり、ひいては行政書士制度に対する国民の理解と信頼を獲得することの妨げの一因になり得るからです。

今年度の広報月間活動では滋賀県行政書士会では、昨年の滋賀県警に対する情報開示請求の結果を受けての対応が主体としています。専門的な知識が必要なため、業務推進部運輸交通部会等と対応を協議していくことになっております。非行政書士活動は、行政書士の職分を犯す活動であるということではなく、行為が引き起こす結果を非行政書士が責任を負えないこと、そのため国民が法的に不安定になることが大きな問題です。滋賀県行政書士会では、常に非行政書士活動についての情報提供を受けられる体制をつくりています。会員の皆様の業務活動のお役に立てればと思っておりますので、法規監察部の活動に今後ともご理解とご協力のほど、よろしくお願ひいたします。

